

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活にお悩みの皆様へ

<h2>緊急小口資金(特例貸付)</h2> <p>一時的な生活費の貸付</p> <p>20万円以内</p> <p>※無利子・保証人不要</p>	<h2>総合支援資金(特例貸付)</h2> <p>当面の生活費の貸付</p> <p>単身世帯 : 月15万円以内 2人以上世帯 : 月20万円以内</p> <p>※貸付期間は原則3ヶ月 ※無利子・保証人不要</p>
<p>・新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯にお貸しします。</p>	<p>・新型コロナウイルスの影響を受け、失業や廃業、休業等により収入の減少があり、日常生活の維持が困難となっている世帯にお貸しします。</p>
<p><返済方法> 据置期間：12ヶ月 ※1年後から返済開始 償還期間：最長2年間 ※20万円を借入の場合 返済額：1回目～23回目 8,330円 24回目 8,410円 ※10万円を借入の場合 返済額：1回目～23回目 4,160円 24回目 4,320円</p>	<p><返済方法> 据置期間：12ヶ月 ※1年後から返済開始 償還期間：最長10年間(120回払) ※45万円を借入の場合 返済額：1回目～120回目 3,750円 ※60万円を借入の場合 返済額：1回目～120回目 5,000円</p>
<p>《申請に必要な書類》 身分証明書 運転免許証・健康保険証・パスポート・マイナンバーカード 等 住民票 <u>世帯全員分、続柄省略無し(本籍・マイナンバー-不要)</u> 預金通帳及び登録印※申請者本人 その他 必要に応じて、以上の書類の他に書類を求める場合があります。</p>	<p>《申請に必要な書類》 身分証明書 運転免許証・健康保険証・パスポート・マイナンバーカード 等 住民票 <u>世帯全員分、続柄省略無し(本籍・マイナンバー-不要)</u> 預金通帳及び登録印※申請者本人 その他 必要に応じて、以上の書類の他に書類を求める場合があります。</p>
<p>実施主体 : 徳島県社会福祉協議会</p>	<p>実施主体 : 徳島県社会福祉協議会</p>

【相談・申請受付】

社会福祉法人 美馬市社会福祉協議会 **美馬市生活支援相談センター暮らしサポートみま**
(美馬市脇町大字脇町1265番地1 美馬合同会館1F)
電話: **0883-53-7830** 受付: 午前9時から午後4時まで(土日祝日を除く)